

# 大谷第四自治会館管理規約

## 第1条 目的

この規約は大谷第四自治会（以下「自治会」という）が保有する大谷第四自治会館（以下「会館」という）及び付属する設備並びに備品の管理、運営、保全などにつき必要な事項を決める。

## 第2条 管理体制及び管理細則

### 1 管理体制

#### (1) 管理担当者

会館の恒常的な管理は、自治会会長（以下「会長」という）及び、次の自治会役員（以下「役員」という）が行う。

ア 会館担当役員

#### (2) 管理当番

会館の日常的な管理は、役員及び自治会会員（以下「会員」という）の有志にて行う。

### 2 管理細則

管理当番の設定、管理業務の詳細などは、管理細則を定めて運用する。管理細則は自治会役員会において制定、改廃できるものとする。

## 第3条 会館の利用目的と範囲

- 1 自治会の公的行事（総会、役員会、委員会、自治会関連計画行事等）
- 2 自治会の承認した各研修、教育、説明会など
- 3 公的機関の会員に対する教育、説明会など
- 4 会員の各種サークル活動
- 5 自治会が承認した会員の個人使用、葬儀など
- 6 自治会が承認した近隣自治会などの行う会議、教育など
- 7 その他、自治会が承認した前各項に準ずる行事、活動など

## 第4条 会館の利用料金

- 1 第3条の第1項～第3項の利用者は無料とする
- 2 第3条の第4項～第7項の利用者は有料とし、利用料金は次のとおり。
  - (1) 会員のみ利用

施設	区分		
	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00
A集会室(大ホール)	400円	400円	600円
B集会室(小ホール)	400円	400円	600円
C集会室(和室)	400円	400円	600円

午前～午後、午後～夜間、又は全日利用の場合の料金は、上記当該料金の各々の合計とする。

- (2) 会員以外の参加者がいる場合は会員料金に一律100円増しとする。
- (3) 葬儀の場合は一日5000円とする。

## 第5条 会館の利用時間

会館利用時間は、年末年始12月29日～翌年1月3日の時期を除き、原則として午前9時から午後9時までとする。

第6条 会館の利用手続き  
会館の利用手続き等の詳細は、管理業務細則で定める。 細則（補則7）

第7条 会館利用者の遵守事項

- 1 施設、備品を大切に使用するとともに、経費の節減に努める。
- 2 火災予防に努め、爆発物や危険物を持ち込まない。
- 3 利用時間を守る。
- 4 営利を目的とした利用及び政治・宗教活動に関連した利用はしない。
- 5 近隣の住民に配慮し、騒音に注意する。
- 6 利用後は、整理整頓、清掃を実施し持ち込み品やゴミは全て持ち帰る。
- 7 館内は全館禁煙。
- 8 電気水道の閉鎖、戸締りを確認する。
- 9 施設内外の所定の位置以外に貼り紙をしない。釘、画鋲等を打たない。
- 10 会館及び関連施設、備品に損害（紛失、破損、汚染など）を与えた場合は直ちに会館管理担当役員に連絡する。

第8条 定期清掃と手入れなど  
会館内外の定期清掃、手入れ等は原則として自治会会員が自ら行うものとし、実施の細部についてはその都度会長が指示する。

第9条 委任  
この規約に定めるものの他、必要な事項は役員会が定める。

付則：本規約は、平成17年4月17日から施行する。

付則：本規約は、平成24年4月21日から施行する。

付則：本規約は、平成29年4月15日から施行する。

付則：本規約は、令和06年3月31日から施行する。